ロ　平成二十八年度における持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成二十九年厚生労働省令第五十三号。以下「平成二十九年改正省令」という。）第五条の規定による改正前の第三十九条の規定により算定した保険納付対象額の総額を同年度における加入者総数で除して得た額に、各被用者保険等保険者に係る同年度における加入者数を乗じて得た額（第四号ロにおいて「各被用者保険等保険者に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額」という。）

三　被用者保険等保険者以外の全ての保険者に係る次に掲げる額の合計額の総額

イ　各保険者に係る調整対象給付費額に当該各保険者に係る前項に規定する平成二十八年度における粗確定加入者調整率を乗じて得た額

ロ　各保険者に係る国保法等一部改正法第十条の規定による改正前の法第三十五条第一項第二号に規定する前期高齢者に係る後期高齢者支援金の確定額に当該各保険者に係る前項に規定する平成二十八年度における粗確定加入者調整率を乗じて得た額

四　全ての被用者保険等保険者に係る次に掲げる額の合計額の総額

イ　各被用者保険等保険者に係る調整対象給付費額に当該各被用者保険等保険者に係る前項に規定する平成二十八年度における粗確定加入者調整率を乗じて得た額

ロ　各被用者保険等保険者に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に当該各被用者保険等保険者に係る前項に規定する平成二十八年度における粗確定加入者調整率を乗じて得た額

（補正後確定加入者調整率の算定方法）

第三条　法附則第十三条の四第三項に規定する補正後確定加入者調整率は、次項に規定する補正後粗確定加入者調整率に第三項に規定する補正後確定補正係数を乗じて得た率とする。

2　補正後粗確定加入者調整率は、次条第一項に規定する平成二十八年度における全保険者平均前期高齢者加入率を補正後前期高齢者加入率（その率が下限割合に満たないときは、下限割合とする。）で除して得た率とする。

3　補正後確定補正係数は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額と第三号に掲げる額との合計額で除して得た率を基準として、あらかじめ厚生労働大臣が定める率とする。

一　平成二十九年改正省令第五条の規定による改正前の第十五条において読み替えて準用する第九条第三項第一号に掲げる額

二　前条第三項第三号に掲げる額

三　全ての被用者保険等保険者に係る次に掲げる額の合計額の総額

イ　前条第三項第四号イに掲げる額

ロ　各被用者保険等保険者に係る国保法等一部改正法第十条の規定による改正前の法第三十五条第一項第二号に規定する前期高齢者に係る後期高齢者支援金の確定額に当該各被用者保険等保険者に係る前項に規定する補正後粗確定加入者調整率を乗じて得た額

（平成二十八年度における全保険者平均前期高齢者加入率等の算定方法）

第四条　平成二十八年度における全保険者平均前期高齢者加入率は、第十五条において読み替えて準用する第十条第一項の規定にかかわらず、同年度における全ての保険者に係る前期高齢者である加入者の数の総数を、同年度における全ての保険者に係る加入者の総数で除して得た率とする。

（削る）

（削る）

（削る）